

2. 2 立木竹

2.2.1 原台帳の状況

- (1) 算出に使用した台帳等の種類：分収林収穫見込調査表
- (2) 台帳の記載単位：植栽年度、樹種、植栽面積、収穫見込み及び材積
- (3) 主要記載項目と記載状況

表－14 立木－現行台帳の主要記載項目

No.	項目	記載状況
1	植栽年度	有
2	樹種	有（スギ、ヒノキ、マツ）
3	面積	有・植栽面積（h a）

2.2.2 開始時価額算定方法

2.2.2.1 基本的な計算式

$$\text{現在価額} = \text{樹種別単価} \times \text{面積}$$

2.2.2.2 詳細

(1) 単価の決定方法

立木竹単価は、(社)森林保険協会の「森林国営保険（2－2保険金額と払込保険料）」を採用した。

表－15 立木－単価表

h aあたりの標準金額（万円）

樹齢	スギ	ヒノキ
36～40	291	343
41～45	299	373
46～50	309	409
51～55	320	450
56～60	332	496
60～66	346	547

(2) 算出手順

- ① 倉敷市分収林収穫見込調査表より立木明細を作成した。
- ② 立木単価を確定の上、上記の基本的な計算式により、算出を行った。

(3) 算出時の調整事項（例外を含む）

- ① 立木は、すべて、事業用資産とした。
- ② 分収林以外の一般市有林の雑木等は、樹種等が不明なため、また財産価値が認められないため対象としなかった。
- ③ 立木は、樹齡があがるほど通常価値が増加する。

2.2.3 開始時資産としての計上範囲

分収林収穫見込調査表に記載された、スギ、ヒノキ（マツは、保険の対象外となっており価額算定が出来ないため除外した）。

2.2.4 開始時価額算定用項目

次の計算表を作成して、計算を実行した。

表－16 立木－開始時価額算定用リストの主要項目

No.	項目	備考
1	植栽年度	元台帳に同じ
2	樹種	元台帳に同じ
4	樹齡	元台帳に同じ
5	植栽面積	元台帳に同じ
6	適用単価	樹種・樹齡により適用（haあたり）
7	開始時価額	上記単価に面積を乗じて算定した価額 ⑤×⑦

2.2.5 計算結果

以上により計算した結果は、次表のとおりである。

表-17 立木-開始時価額算定結果

スギ

樹齡	単価 千円	面積 ha	金額 千円
36	2,910	2.00	5,820
37	2,910	0.70	2,037
38	2,910	2.43	7,071
46	3,090	9.30	28,737
47	3,090	20.90	64,581
48	3,090	8.00	24,720
49	3,090	19.50	60,255
50	3,090	11.00	33,990
51	3,200	5.00	16,000
52	3,200	0.17	544
53	3,200	0.54	1,728
54	3,200	0.46	1,472
55	3,200	0.88	2,816
計		80.88	249,771

ヒノキ

樹齡	単価 千円	面積 ha	金額 千円
36	3,430	4.60	15,778
37	3,430	4.88	16,738
38	3,430	4.05	13,892
45	3,730	1.50	5,595
46	4,090	2.70	11,043
47	4,090	18.10	74,029
48	4,090	12.00	49,080
49	4,090	17.50	71,575
50	4,090	13.01	53,211
51	4,500	5.13	23,085
52	4,500	0.55	2,475
53	4,500	0.27	1,215
54	4,500	0.78	3,510
計		85.07	341,226

合計	590,997
----	---------

2.3 建 物

2.3.1 原台帳の状況

- (1) 算出に使用した台帳等の種類：公有財産台帳（建物）
- (2) 台帳の記載単位：棟
- (3) 主要記載項目と記載状況

表－18 建物－現行台帳の主要記載項目

No.	項 目	記載状況
1	台帳番号	有
2	町丁名	一部記載無し
3	棟番	有
4	建築面積	有
5	延床面積	有
6	構造主体	一部記載無し
7	棟用途	一部記載無し
8	階層	有
9	建築年月日	一部記載無し
10	建築価額（取得価額）	一部記載無し
11	施設コード・施設名称	有
12	所管課コード・名称	有

2.3.2 開始時価額算定方法

2.3.2.1 基本的な計算式

(1) 再調達価額

- a. 取得価額が判明している場合

再調達価額＝取得価額×構造別建築費指数（デフレーター）

- b. 取得価額が判明しない場合

再調達価額＝用途別主体構造別再調達単価×延床面積

上記の用途別主体構造別再調達単価表及び構造別建築費指数は、社団法人全国市有物件災害共済会の資料を用いた（参考資料－05・06）。

(2) 減価償却

上記再調達価額に対し、財務省令に定める耐用年数により、取得年度の翌年から定額法による減価償却を行った。

2.3.2.2 詳細

社団法人全国市有物件災害共済会の再調達価額の算定方法及び算定基礎資料を参考に、次の手順で作業を行った。

- ① 用途・構造について、公有財産台帳上と共済会の対応表を作成。
- ② 用途・構造について、公有財産台帳上と財務省令の対応表を作成。
- ③ 建築価額が記載されている建物については、共済会資料に基づき、主体構造ごとに建築費指数を求め、計算式 a により再調達価額を算出。
- ④ 建築価額が不明の場合、主体構造及びその用途から、共済会資料に基づき、基準建築単価を求め、計算式 b により再調達価額を算出。
- ⑤ 1棟ごとに、その用途・構造に従い、「減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令」に基づき、耐用年数を設定。
- ⑥ 再調達価額に対して定額法により減価償却計算をした。残存率は0とし、耐用年数が経過した場合は、備忘価額1円とした。

用途・構造に関する公有財産台帳－共済会、及び、公有財産台帳－財務省令の間の対応表は、参考資料－07・08に示す。

(3) 算出時の調整事項（例外を含む）

- ① 用途・構造の対応表について、1対1ではなく1対Nの場合は、手作業で1件ずつ判定した。
- ② 歴史的建築物など文化遺産的な場合は、減価償却を行わず取得価額のまま計上するなどの個別判断を行った。
- ③ 建築年次や主体構造が不明な建物は、備忘価額1円を記載し、今後の調査課題とした。
- ④ インフラ資産と事業用資産の区分については、施設名称及び所管課から判断した。

2.3.3 開始時資産としての計上範囲

- ① 本市の所有建物すべて。
- ② 特別会計は、普通会計と区分して作成。

2.3.4 開始時価額算定用項目

次の計算表を作成して、計算を実行した。

表－１９ 建物－開始時価額算定用リストの主要項目

No.	項目	備考
1	台帳番号	元台帳と同一
2	町丁名	元台帳と同一
3	棟番	元台帳と同一
4	建築面積	元台帳と同一
5	延床面積	元台帳と同一
6	構造主体	元台帳と同一
7	構造主体	共済会の構造主体
8	棟用途	元台帳と同一
9	棟用途	共済会の用途
10	階層	元台帳と同一
11	建築年月日	元台帳と同一
12	建築価額	元台帳と同一
13	施設コード・施設名称	元台帳と同一
14	所管課コード・名称	元台帳と同一
15	インフラ区分	インフラ資産と事業用資産の区分
16	構造別建築費指数	共済会資料によるデフレーター（建築物価の変動率）
17	適用単価	基準建築単価 取得価額不明のとき、共済会単価表の用途・主体構造に対応して引用
18	再調達価額	a. 取得価額判明：取得価額×デフレーター b. 取得価額不明：基準建築単価×延床面積
19	耐用年数	財務省令の用途・主体構造に対応して引用
20	減価償却率	定額償却率表の耐用年数に対応して引用
21	償却年数	建築年月日から償却した年数（2004－建築年度）
22	1年あたり償却額	再調達価額×減価償却率
23	減価償却累計額	1年あたり償却額×償却年数
24	開始時価額	再調達価額－減価償却累計額

2.3.5 計算結果

以上により計算した結果は、次表のとおりである。

表－２０ 建物－開始時価額算定結果

(単位：千円)

区分	棟数	延床面積(㎡)	開始時価額
事業用資産	3,690	1,413,073.55	131,670,599
インフラ資産	308	41,537.96	6,405,615
合 計	3,998	1,454,611.51	137,076,214

2. 4 工作物—道路（農道・林道含む）

2.4.1 原台帳の状況

- (1) 算出に使用した台帳等の種類：道路台帳（昭和61年度開設）、決算統計、
 主要な施策の成果の説明書（すべて紙ベース）
- (2) 台帳の記載単位：路線
- (3) 主要記載項目

表－2 1. 1 道路—現行台帳の主要記載項目

No.	項目	記載状況
1	整理番号	有
2	路線名	有
3	供用開始年月日	有（S62年以前分は台帳作成日）
4	車道の幅員 9.0m 以上	該当するときその距離
5	車道の幅員 5.5m 以上 9.0m 未満	該当するときその距離
6	車道の幅員 4.0m 以上 5.5m 未満	該当するときその距離
7	車道の幅員 4.0m 未満	該当するときその距離
8	道路実延長（m）	有
9	橋りょう距離	該当するとき
10	トンネル距離	該当するとき
11	認定年月日	有
12	構造物等延長（トンネル）	存在するとき
13	構造物等延長（橋りょう）	存在するとき

表－2 1. 2 農道—現行台帳の主要記載項目

No.	項目	記載状況
1	整理番号	有
2	路線名	有
3	台帳作成年月日	有（S62年以前分は記帳日）
4	総延長	有
5	農道外延長	該当するとき
6	重複延長	該当するとき
7	実農道延長	有
8	車道の幅員 5.5m 以上	該当するとき
9	車道の幅員 4.0m 以上 5.5m 未満	該当するとき

No.	項目	記載状況
10	車道の幅員 4.0m 未満 1.8m 以上	該当するとき
11	構造物等延長（トンネル）	存在するとき
12	構造物等延長（橋りょう）	存在するとき
13	1.8m 未満含 舗装済	存在するとき

表－21.3 林道－現行台帳の主要記載項目

No.	項目	記載状況
1	地域 森林計画	有無により記載
2	森林 施業計画	有無により記載
3	台帳整理番号	有
4	林道網記入番号	有
5	路線名	有
6	位置	有
7	管理主体	有
8	種類及び区分	有
9	奥地その他別	有
10	幅員	有
11	延長（A）（m）	有
12	利用区域 面積（B）（ha）	有
13	利用区域 蓄積（m ³ ）	有
14	密度（A） / （B）	有
15	一定要件の該当有無	有

2.4.2 開始時価額算定方法

2.4.2.1 基本的な計算式

(1) 再調達価額 = 幅員別延長 × 幅員別単価

(2) 減価償却 = 耐用年数 48 年として定額法により減価償却

耐用年数 48 年は、国の財務書類作成において採用されている値である。

2.4.2.2 詳細

(1) 単価の決定方法

土木工事標準積算基準書を用いて、4 種類の幅員別に、標準的な道路設計・積算を行い、これを単価とした（表－22）。

表-22 道路一単価表

幅員	(A) 9.0m以上	(B) 5.5m以上 9.0m未満	(C) 4.0m以上 5.5m未満	(D) 4.0m未満
標準設計	W=12m 歩道・側溝あり	W=6m 歩道・側溝あり	W=5m 歩道・側溝なし	W=4m 歩道・側溝なし
標準単価/m	300千円	140千円	22千円	18千円

(2) 算出手順

- ① 道路台帳から、昭和 62 年度～平成 16 年度に供用開始された道路について、手作業で抽出し、幅員別延長距離、橋りょう・トンネル距離を含めて手入力した。
- ② 台帳管理されていない昭和 61 年度以前の道路は、供用開始年度・幅員別に距離を把握することはできないため一括して一道路とみなし、その延長距離は、平成 16 年度末現在の道路総延長距離から上記①の合算距離を差引いて求めた。その幅員は、5.5m以上 9.0m未満とみなした。また、供用開始年度は、48 年前の昭和 31 年(1956 年)と昭和 62 年(1987 年)の中間をとり、昭和 47 年度 (1972 年) とみなした。
- ③ 農道、林道については、それぞれ一括し、幅員は 4.0m未満、供用開始年度は昭和 47 年度 (1972 年) とみなした。
- ④ 上記道路距離から、橋りょうの距離を控除した(橋りょう価額は、別途計算するため)。
- ⑤ 上記すべての道路に対して、前記の基本的な計算式により再調達価額の算出を行った。
- ⑥ 再調達価額に対して、定額法により減価償却を行った。
- ⑦ 道路は、すべてインフラ資産とした。

(3) 算出時の調整事項(例外を含む)

- ① 道路台帳の幅員は、歩道部分などは含まれていないが、5.5m以上の道路は、通常歩道や側溝を含んで整備するため標準単価はこれを含んだものとした。
- ② 供用開始年月日の記入がない場合は、認定年月日を供用開始年月日とした。
- ③ 供用開始後の拡幅等による変更は考慮していない。

2.4.3 開始時資産としての計上範囲

道路台帳に記載されている道路の幅員別総延長距離。

2.4.4 開始時価額算定用項目

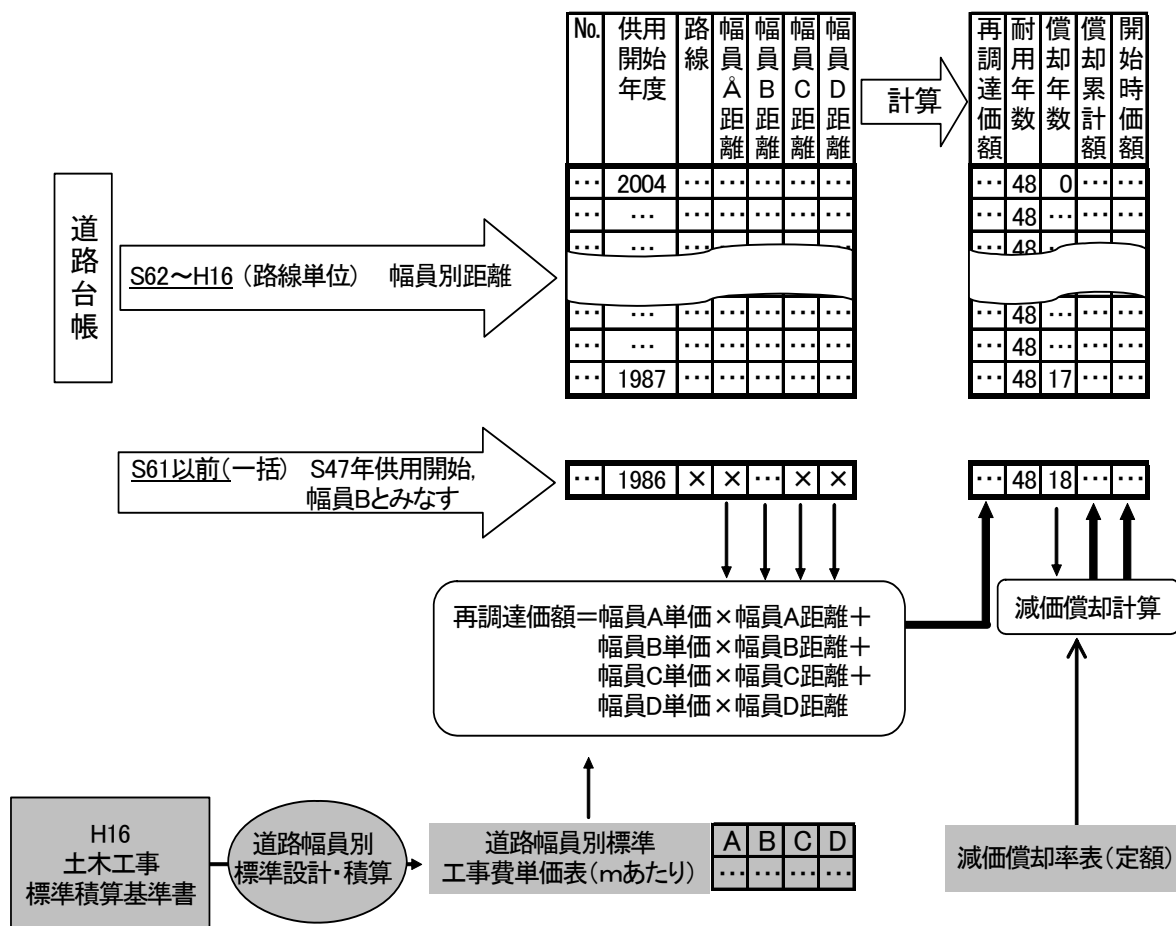
次の計算表を作成して、計算を実行した。

表－23 道路－開始時価額算定用リストの主要項目

No.	項目	備考
1	整理番号	
2	道路・農道・林道の別	
3	供用開始年度	S62～H16年度の道路は各供用開始年度 S61以前の道路は、すべて一括してS47年度 農道・林道はそれぞれ一括してS47年度
4	路線名	S62～H16年度の道路のみ
5	距離A:車道の幅員9.0m以上	橋りょうの距離を控除
6	距離B:車道の幅員5.5m以上9.0m未満	同上
7	距離C:車道の幅員4.0m以上5.5m未満	同上
8	距離D:車道の幅員4.0m未満	同上
9	再調達価額	単価A×距離A+単価B×距離B+ 単価C×距離C+単価D×距離D
10	耐用年数	48年
11	減価償却率	定額償却率表より引用=0.021
12	償却年数	2004－供用開始年度
13	1年あたり償却額	再調達価額×減価償却率
14	減価償却累計額	1年あたり償却額×償却年数
15	開始時価額	再調達価額－減価償却累計額

以上の作業フローを、次表に示す。

表-24 道路-開始時価額算出フロー



注1) 幅員A 9.0m以上 幅員B: 5.5m以上9.0m未満 幅員C: 4.0m以上5.5m未満 幅員D: 4.0m未満

注2) S61以前の道路は、次の1本の道路とみなした。

幅員: B 距離: H16末道路総延長距離 - (S62~H16延長距離合計)

注3) 償却年数 = 2004 - 供用開始年度

注4) 償却累計額 = 再調達額 × 償却率 × 償却年数

注5) 開始時価額 = 再調達額 - 減価償却累計額

2.4.5 計算結果

以上により計算した結果は、次表のとおりである。

表－25 道路－開始時価額算定結果

(単位：千円)

供用開始	延長(m)	再調達価額	耐用年数	償却率	償却年数	償却累計額	開始時価額
～S61	2,664,203	372,988,449	48	0.021	32	250,648,238	122,340,211
S62	35,771	1,813,499	48	0.021	17	647,419	1,166,080
S63	34,938	1,705,309	48	0.021	16	572,984	1,132,325
H1	33,308	2,102,555	48	0.021	15	662,305	1,440,250
H2	80,564	4,011,551	48	0.021	14	1,179,396	2,832,155
H3	80,122	5,585,726	48	0.021	13	1,524,903	4,060,823
H4	28,954	2,013,758	48	0.021	12	507,467	1,506,291
H5	43,178	1,821,030	48	0.021	11	420,658	1,400,372
H6	23,548	856,434	48	0.021	10	179,851	676,583
H7	29,180	1,608,738	48	0.021	9	304,051	1,304,687
H8	35,668	1,151,460	48	0.021	8	193,446	958,014
H9	18,793	1,570,156	48	0.021	7	230,813	1,339,343
H10	44,805	2,452,559	48	0.021	6	309,023	2,143,536
H11	24,960	1,008,873	48	0.021	5	105,931	902,942
H12	24,637	1,002,603	48	0.021	4	84,219	918,384
H13	22,793	1,128,299	48	0.021	3	71,083	1,057,216
H14	31,313	2,634,823	48	0.021	2	110,663	2,524,160
H15	18,004	746,124	48	0.021	1	15,669	730,455
H16	13,569	518,557	48	0.021	0	0	518,557
計	3,288,309	406,720,502				257,768,117	148,952,385

2.4.6 今後の運用課題

今回の開始時価額算定においては、道路台帳をベースとして幅員別に価額を算出したが、この方法は、今後の道路価額算定においては、実務上、次のような問題があり、必ずしも道路台帳とリンクしない別途の価額算定方法も検討課題と思われる。

- ① 幅員ごとの事業費の算出が非常に困難である。
- ② 事業費には、車道以外の歩道・法面・側溝（暗渠）も含まれ、防護柵、植栽、街灯等の扱いも明確にする必要がある。
- ③ 都市計画道路等の大規模な工事については、建設仮勘定として把握が可能であるが、小規模な工事については、供用開始の判断が難しい。

2. 5 工作物－橋りょう

2.5.1 原台帳の状況

- (1) 算出に使用した台帳等の種類：道路台帳・橋りょう台帳（いずれも昭和62年度開設）「主要な施策の成果の説明書」、決算統計（すべて紙ベース）
- (2) 台帳の記載単位：路線
- (3) 主要記載項目

表－26 橋りょう－現行台帳の主要記載項目

No.	項目	記載状況
1	整理番号	有
2	路線名称	有
3	構造区分	有
4	供用開始年月日	一部記載有
5	車道の幅員 9.0m以上	有（幅員別の何れかに記載）
6	車道の幅員 5.5m以上 9.0m未満	有（幅員別の何れかに記載）
7	車道の幅員 4.0m以上 5.5m未満	有（幅員別の何れかに記載）
8	実延長距離	有

2.5.2 開始時価額算定方法

2.5.2.1 基本的な計算式

- (1) 再調達価額 = 年度別延長距離 × 標準単価
- (2) 減価償却 = 耐用年数60年として定額法により減価償却
耐用年数60年は財務省令に定める鉄骨鉄筋コンクリート橋の値である。

2.5.2.2 詳細

(1) 単価の決定方法

過去10年間の橋りょう事業費合計額を施工実延長距離で除して得た1mあたり平均事業費額を、標準単価とした。

表－27 橋りょう－標準単価

橋りょう平均単価（mあたり）	1,159千円
----------------	---------

(2) 算出手順

- ① 橋りょう台帳から、昭和62年度～平成16年度に供用開始された橋りょうについて、年度単位に、延長距離を手入力した。

- ② 台帳管理されていない昭和 61 年度以前の橋りょうについては、供用開始年度を把握することはできないため一括して一橋りょうとみなし、その延長距離は、平成 16 年度末現在の橋りょう総延長距離から上記①の距離合計を差引いて求めた。その供用開始年度は、60 年前にあたる昭和 19 年(1944 年)と昭和 62 年(1987 年)の中間をとり、昭和 42 年度 (1967 年) とみなした。
- ③ 上記すべての橋りょうに対して、前記の基本的な計算式により再調達価額の算出を行った。
- ④ 再調達価額に対して、定額法により減価償却を行った。
- ⑤ 橋りょうは、すべてインフラ資産とした。

(3) 算出時の調整事項 (例外を含む)

- ① 標準単価算出においては、構造、材質、幅員についての考慮を行わず一律とした。
- ② 供用開始年月日の記入がない場合は、認定年月日を供用開始年月日とした。
- ③ 供用開始年月日は当初のみを使用し、その後の拡幅などによる変更は考慮していない。

2.5.3 開始時資産としての計上範囲

特記事項なし。

2.5.4 開始時価額算定用項目

次の計算表を作成して、計算を実行した。

表-28 橋りょう-開始時価額算定用の主要項目

No.	項目	備考
1	整理番号	
2	供用開始年度	S62~H16 年度の橋りょうは各供用開始年度 ~H1 年度の道路は、すべて一括して S42 年度
3	年度別延長距離	
4	再調達価額	単価×延長距離
5	耐用年数	60 年
6	減価償却率	定額償却率表より引用=0.017
7	償却年数	2004-供用開始年度
8	1 年あたり償却額	再調達価額×減価償却率
9	減価償却累計額	1 年あたり償却額×償却年数
10	開始時価額	再調達価額-減価償却累計額

2.5.5 計算結果

以上により計算した結果は、次表のとおりである。

表－２９ 橋りょう－開始時価額算定結果

(単位：千円)

供用 開始	延長(m)	再調達価額	耐用 年数	償却率	償却 年数	償却累計額	開始時価額
～S61	18,498	21,439,414	60	0.017	37	13,485,391	7,954,023
S62	137	159,247	60	0.017	17	46,023	113,224
S63	488	565,592	60	0.017	16	153,841	411,751
H1	1,024	1,187,280	60	0.017	15	302,757	884,523
H2	544	630,380	60	0.017	14	150,030	480,350
H3	413	478,203	60	0.017	13	105,683	372,520
H4	1,486	1,722,738	60	0.017	12	351,439	1,371,299
H5	349	404,607	60	0.017	11	75,662	328,945
H6	187	216,269	60	0.017	10	36,765	179,504
H7	291	337,269	60	0.017	9	51,602	285,667
H8	178	206,766	60	0.017	8	28,121	178,645
H9	84	97,124	60	0.017	7	11,558	85,566
H10	320	370,416	60	0.017	6	37,782	332,634
H11	243	281,289	60	0.017	5	23,909	257,380
H12	1,209	1,400,652	60	0.017	4	95,245	1,305,407
H13	422	489,562	60	0.017	3	24,968	464,594
H14	191	220,905	60	0.017	2	7,510	213,395
H15	318	368,678	60	0.017	1	6,268	362,410
H16	452	524,216	60	0.017	0	0	524,216
計	26,834	31,100,606				14,994,552	16,106,054

2. 6 工作物—トンネル

2.6.1 原台帳の状況

- (1) 算出に使用した台帳等の種類：道路台帳（昭和 62 年度開設）
「主要な施策の成果の説明書」、決算統計（すべて紙ベース）
- (2) 台帳の記載単位：路線
- (3) 主要記載項目

表—30 トンネル—現行台帳の主要記載項目

No.	項目	記載状況
1	整理番号	有
2	路線名	有
3	施工箇所（トンネル名）	有
4	供用開始年月日	有
5	幅員	有
6	延長距離	有

2.6.2 開始時価額算定方法

2.6.2.1 基本的な計算式

(1) 再調達価額

- a. 平成 9 年以前取得のトンネルについては、各トンネル延長距離×標準単価。
b. 平成 10 年以降取得のトンネルについては、事業費＝再調達価額とした。

(2) 減価償却 = 耐用年数 75 年として定額法により減価償却

耐用年数 75 年は財務省令に定める鉄骨鉄筋コンクリート製トンネルの値である。

2.6.2.2 詳細

(1) 単価の決定方法

上記 a のケースに対しては、直近（平成 17 年度）の m あたり単価を標準単価とした。

表—31 トンネル—標準単価

トンネル平均単価（mあたり）	3,300 千円
----------------	----------

(2) 算出手順

- ① 道路台帳から、平成 16 年度までに供用開始されたトンネル 9 件について、年度単位に、延長距離を手入力した。
- ② 上記すべてのトンネルに対して、前記の基本的な計算式により再調達価額の算出を行った。取得価額を適用した平成 10 年度以降供用開始のトンネルは、1 件であった。また、耐用年数が経過した 1 件は、備忘価額とした。
- ③ 再調達価額に対して、定額法により減価償却を行った。
- ④ トンネルは、すべてインフラ資産とした。

(3) 算出時の調整事項（例外を含む）

特記事項なし。

2.6.3 開始時資産としての計上範囲

トンネル全て。

2.6.4 開始時価額算定用項目

次の計算表を作成して、計算を実行した。

表－32 トンネル－開始時価額算定用の主要項目

No.	項目	備考
1	整理番号	
2	供用開始年度	
3	延長距離	
4	取得価額	平成 10 年度以降に限る
5	再調達価額	平成 9 年度以前：単価×延長距離
6	耐用年数	75 年
7	減価償却率	定額償却率表より引用＝0.014
8	償却年数	2004－供用開始年度
9	1 年あたり償却額	再調達価額×減価償却率
10	減価償却累計額	1 年あたり償却額×償却年数
11	開始時価額	再調達価額－減価償却累計額

2.6.5 計算結果

以上により計算した結果は、次表のとおりである。

表－３３ トンネル－開始時価額算定結果

(単位：千円)

供用 開始	延長 (m)	取得価額	再調達価額	耐用 年数	償却 率	償却 年数	償却累計額	開始時価額
S4	105	-	-	75	0.014	76	-	-
S34	86.8	-	286,440	75	0.014	46	184,467	101,973
S51	453.9	-	1,497,870	75	0.014	29	608,135	889,735
S57	220	-	726,000	75	0.014	23	233,772	492,228
S59	144.6	-	477,180	75	0.014	21	140,291	336,889
S60	127.2	-	419,760	75	0.014	20	117,533	302,227
H5	230	-	759,000	75	0.014	12	127,512	631,488
H5	803	-	2,649,900	75	0.014	12	445,183	2,204,717
H13	370	1,455,416	1,455,416	75	0.014	4	81,503	1,373,913
								6,333,169